

自治体ホームページに対するアンケートにご協力をお願いいたします

国立市・東大和市・狛江市・武蔵村山市が共同で立ち上げた「自治体ホームページ向上研究会」では、多摩地域にお住まいの皆さんが、災害時に自治体ホームページに求める情報や内容をアンケート形式で伺います。

狛江市ホームページの専用フォーム(http://www.city.komae.tokyo.jp/news/index.cfm/detail.4.47085.html)からお答えください。期間 7月31日(火)まで

問合せ自治体ホームページ 向上研究会事務局 (狛江市企画財政部秘書広報室広報広聴担当) ☎03・3430・1111

ブルボックスウイルス緊急防除のための調査を実施します

農林水産省及び東京都では、「ブルボックスウイルスの緊急防除に関する省令」により、ウイルスの感染が確認されている防除区域で、まん延防止と感染した樹木の防除を行なうため、調査を行います。調査対象・期間等は次のとおりです。ご理解・ご協力をお願いします。

調査時期 7月中の2日間を予定

調査地域 牛浜、大字福生、加美平、北田園、志茂、東町、本町及び武蔵野台の一部地域

調査対象 樹主にウメ、モモ、

ジェネリック みんなで使って節約しよう！ 問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

国保だより

▼平成24年度第1回国民健康保険運営協議会の開催について

日時 7月10日(火)午後2時～ 場所 市役所第一棟4階庁議室 傍聴定員 5人(先着順) ※直接会場へお越しください。

▼国民健康保険税納税通知書を送付します

平成24年度の国民健康保険税納税通知書を7月2日に送付します。この納税通知書は、すべての国民健康保険税対象者にお送りしています。徴収方法は、次の3つに分かれますので納税通知書表紙の徴収方法の欄をご覧ください。

- ①普通徴収⇒窓口納付または口座振替の方です。
②特別徴収⇒一定の要件を満たした65歳以上75歳未満の世帯で、年金から徴収されます。特別徴収には仮徴収があり年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、または6月と異なります。
③普通徴収・特別徴収⇒10月から特別徴収が開始される世帯です。平成24年度国民健康保険税額の2分の1

を第1期(納期限7月31日(火))から第3期(納期限10月1日(月))までの普通徴収でお支払いいただき、残りの2分の1を10月、12月、2月の年金から特別徴収します。 ※特別徴収ではなく普通徴収を希望される方は、口座による納付を条件とすることができます。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

【注意】納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれていますので、紛失にご注意ください。また、お支払いの際は期別・内容を十分ご確認ください。

▼納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れも防ぎとても便利です。申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取扱金融機関でお手続きをしてください。なお、取扱金融機関でお申し込みされる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

※納期を過ぎると延滞金(年

7月6日(金)午後1時～20日

問合せ 収納課 ☎551・1578

収納課からのお知らせ

▼7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税・都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期です。納期限は7月31日(火)です。口座振替は7月31日(火)の予定です。

☎548・4881

▼差押財産のインターネット公売を実施します

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産を現金化するため、インターネットによるオークション形式での公売を次のとおり行ないます。ふるってご参加ください。

公売物件

トバイ(ヤマハマジエスティ250)1台



公売に参加するには

7月6日(金)午後1時～20日

▼インターネット公売下見会開催のお知らせ

今回のインターネット公売に出品する物件の下見会を開催します。公売物件の实物を直接ご覧いただけますので、入札をお考えの方は、ぜひお越しください。 日時 7月17日(火)～19日(木)の午前9時～午後5時 場所 市役所1階4番課税課前スペース

年金だより

▼平成24年度国民年金保険料の免除申請の受付が始まります

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、前年の所得等に応じて保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。平成24年7月から平成25年6月までの期間の免除制度等を希望される方は国民年金担当窓口へ申請してください。

※平成24年7月中は平成23年度分(平成23年7月から平成24年6月までの期間)の免除・猶予制度の申請もできます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

ここが違う!納付・免除・猶予と未納

Table with 6 columns: 年金の種類, 納付状況, 納付, 全額免除, 一部免除(一部納付), 若年者納付猶予(学生納付特例), 未納. Rows include 老齢基礎年金, 障害・遺族基礎年金受給資格期間に算入されるか.

(※)保険料を全額納付した場合と比べて、年金額は次の割合となります。()内は平成21年3月分までの割合。

- 全額免除期間: 2分の1(3分の1)
3/4免除期間: 8分の5(2分の1)
半額免除期間: 4分の3(3分の2)
1/4免除期間: 8分の7(6分の5)

注:「一部免除」については、決められた一部納付保険料を納めないと未納の扱いとなります。平成24年4月以降の免除期間の年金額の割合は法案が未成立のため未定です。

後期高齢者医療保険料額決定通知書をお送りします

平成23年中の所得に基づき算定された平成24年度の保険料の決定通知書をお送りします。4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

■保険料

被保険者一人ひとりが納めます。今年度は、保険料額の改定の年で保険料の負担が増えました。詳しくは、広報ふっさ4月1日号をご覧ください。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

■保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方は、所得割額が無料となり、均等割額も9割軽減されます。

■保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として介護保険料と同様年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)により個別

に納めてください。 ※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、しばらくの間、普通徴収となります。事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市の担当窓口にご相談ください。

■保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

手続き方法 市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係窓口へ直接お越しください。金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをすることはできませんが、「年金からの引き落とし」中止は、後期高齢医療係の窓口で申請をしないとできません。 ※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをしたときは、「ご本人控え」を後期高齢医療係の窓口へお持ちいただき、年金天引き中止の手続きをしてください(年金天引き中止には、次回支給月の前々月の初日までの手続きが必要です)。

■社会保険料控除について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料の控除対象となります。

年金から引き落としの方は、被保険者に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、保険料をお支払いいただいた口座振替の名義の方に適用されます。

問合せ 保険年金課 後期高齢医療係 ☎551・1767